

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童の心身の健やかな成長を目的に小児慢性特定疾病医療費の支給を行う。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病の支給に関する自己負担金の決定に関する事務 ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務 <p>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	1 健康情報管理システム(医療費助成給付) 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条 ・吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条及び同条例施行規則第4条・別表第1第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童部すこやか親子室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所 市民部 市民相談室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所 児童部すこやか親子室 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号:06-6339-1214
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を実施している。このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的には、 ①特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管する。 ②特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。といった運用を徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①事務の名称 小児慢性特定疾病医療費支給事務 ②事務の概要 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を行う。 小児慢性特定疾病医療費支給事務は、保険医療世帯の市町村民税(所得割)の課税額等により自己負担金が発生するため、住民税に関する情報や生活保護等の情報を照会し、自己負担金の決定を行う。 ③システムの名称 1 医療費助成給付・結核管理システム	①事務の名称 小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 ②事務の概要 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を行う。 小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務は、保険医療世帯の市町村民税(所得割)の課税額等により自己負担金が発生するため、住民税に関する情報や生活保護等の情報を照会し、自己負担金の決定を行う。 ③システムの名称 1 健康情報管理システム(医療費助成給付) 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ	事後	
令和2年4月30日	5. 評価実施機関における担当部署	①保健所設置準備室 ②室長	①健康医療部 保健センター ②保健センター所長	事後	
令和2年4月30日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	吹田市役所 市民部 市民総務室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456	事後	
令和2年4月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市保健所設置準備室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6170-4815	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号:06-6339-1212	事後	
令和2年4月30日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和2年1月1日時点	いつの時点の計数か 令和2年4月30日時点	事後	
令和2年4月30日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和2年1月1日時点	いつの時点の計数か 令和2年4月30日時点	事後	
令和2年4月30日	4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和3年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第2の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・30条・44条・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第2の第9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第2の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・30条・44条・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第2の第9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条	事後	
令和3年9月3日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	センター長	事後	
令和4年7月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 保健センター	健康医療部 母子保健課	事後	
令和4年7月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	センター長	課長	事後	
令和4年7月22日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号:06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 母子保健課 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号:06-6339-1214	事後	
令和4年7月22日	1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月22日	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和6年12月16日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	番号法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政期間等・地方公共団体等編)等の規定に従い、業務を遂行する。	-	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項(別表第1の第7の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 ・吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条 及び 同条例施行規則第4条・別表第1第3項	・番号法第9条第1項 別表8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条 ・吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条及び同条例施行規則第4条・別表第1第1項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第2の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第2の第9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康医療部 母子保健課 ②課長	①児童部 すこやか親子室 ②室長	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	吹田市役所 健康医療部 母子保健課 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号:06-6339-1214	吹田市役所 児童部すこやか親子室 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号:06-6339-1214	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和6年11月15日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和6年11月15日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	-	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を実施している。このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられている。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的には、 ①特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管する。 ②特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。といった運用を徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月22日	I-1 ②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童の心身の健やかな成長を目的に小児慢性特定疾病医療費の支給を行う。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・小児慢性特定疾病の支給に関する自己負担金の決定に関する事務</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童の心身の健やかな成長を目的に小児慢性特定疾病医療費の支給を行う。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・小児慢性特定疾病の支給に関する自己負担金の決定に関する事務</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務></p> <p>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>	事前	
令和8年5月22日	I-1 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 健康情報管理システム(医療費助成給付) 団体内統合宛名システム 中間サーバ 	<ol style="list-style-type: none"> 健康情報管理システム(医療費助成給付) 団体内統合宛名システム 中間サーバ Public Medical Hub(PMH) 	事前	
令和8年5月22日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	吹田市役所 市民部 市民総務室	吹田市役所 市民部 市民相談室	事後	